

美術の窓(169)

錦絵「東海道五十三次」の版權

大和文華館館長 浅野秀剛

昨年、この欄において、「浮世絵版畫の著作権」について2回に分けて述べたが、今回、あべのハルカス美術館において、「広重 一摺の極一」展を開催するに際し、風景畫の版權について考えてみたい。ただし、風景畫全般を論じるには紙数が少なすぎるので、保永堂版「東海道五十三次」に絞ろうと思う。

まずは昨年、「浮世絵版畫の著作権」と題したことをお詫びしたい。江戸時代、作者や絵師の権利を守るという意味での著作権はなかったが、版元の権利(版木を所有しているのに付帯する権利)を守るという意味での版權は存在した。類版(他の書物に類似したもの)、重版(他の書物と同一内容のもの)の禁止がそれである。したがって、タイトルは「著作権」ではなく「版權」にすべきだったと反省している。本の版權の研究はそれなりに蓄積があるが、大坂はともかく、江戸における浮世絵版畫の版權についてはほとんど研究されていない。理由は史料がないからで、訴訟の記録などが皆無だからと思われる。私は、20年ほど前から、浮世絵版畫の版權に関心があり、折に触れて言及してきた。今では、本と同様、浮世絵版畫にも版權は存在し、版元はそれを意識して仕事をしてきたことは確実と考えている。

浮世絵版畫の版權において、類版かどうかの判断は、内容(何をどのように表現しているか)と判型(判型と堅絵か横絵かなど)が最も重要であり、時に題名やボリューム(何枚揃か)を考慮して判断したと推定される。当然、利幅の大きい、つまり、大型の企画が重視され、小型で安価なものは、訴訟をしてもあまり意味がないので、いわゆる海賊版が出

回っても目をつぶっていたようである。

そういう意味では、歌川広重画、保永堂竹内孫八版(当初は、鶴屋喜右衛門との共同出版であったが、まもなく竹内孫八単独版になり完結した、よって版權は竹内孫八が所有していたと考えてよい)「東海道五拾三次」(横大判錦絵55枚揃、天保4~6年[1833~35]頃)は画期的であった。なぜなら、それ以前の東海道物の名所絵(風景畫)の錦絵で最も大きな判型のもの、葛飾北斎画、伊勢屋利兵衛版「東海道五十三次」(堅小判錦絵56枚揃)と、歌川豊広画、和泉屋市兵衛版「東海道」(横小判錦絵、4図のみ確認)の2シリーズ。両者とも文化期(1804~18)に刊行された小判だったからである。保永堂版は完結し、爆発的にヒットした。だから竹内孫八は、東海道の宿駅およびその付近を描いた名所絵で、横大判(55枚揃)の錦絵の版權を主張し、その類版の出版を阻止することができたと思われる。

保永堂版「東海道」後の東海道物の錦絵については、鈴木重三「広重「東海道絵」の展開」(「保永堂版 広重東海道五拾三次」岩波書店、2004年)に詳しいが、一宿駅一図の名所絵の錦絵に限定して、私なりに整理すると以下になる。

- ◎「東海道五拾三次」(横小判錦絵56枚揃、佐野屋喜兵衛版、天保後期)
※狂歌入東海道
- ◎「東海道五十三次之内」(横間判錦絵55枚揃、江崎屋辰蔵・江崎屋吉兵衛版、天保後期)
※行書東海道
- ◎「東海道」(横八つ切判錦絵56枚揃、山田屋庄次郎版、天保後期)
※山田屋版東海道

- ◎「東海道 五拾三次之内」(横四つ切判錦絵56枚揃、有田屋清右衛門版、弘化1~3年[1844-46])
※有田屋版東海道
 - ◎「東海道 五十三次」(横中判錦絵54枚揃、蔦屋吉蔵版、弘化4~嘉永2年[1847-49])
※蔦吉版東海道
 - ◎「東海道 五十三次之内」(横大判錦絵10枚、林屋庄五郎版、嘉永2~3年[1849-50])
※異体隷書東海道
 - ◎「東海道 五十三次」(横大判錦絵55枚揃、丸屋清次郎版、嘉永2~4年[1849-51])
※隷書東海道
 - ◎「五十三次名所図会」(堅大判錦絵55枚揃、蔦屋吉蔵版、安政2年[1855])
※堅絵東海道
すべて広重画であり、広重以外の絵師のもので、類版を問題にできそうものはない。これらを、版權という概念で整理すると、前半の5シリーズは、それぞれ見事に大きさが異なることが確認できよう。最後の作品も堅絵であるから、版元は、横絵の保永堂版の類版にはならない、と主張することができる。残るは、「異体隷書東海道」と「隷書東海道」。この2シリーズは、「東海道の宿駅およびその付近を描いた名所絵で、横大判(55枚揃)の錦絵」であるから、保永堂版の類版となるのは明らかである。この2シリーズが刊行されたのは、保永堂版の刊行から十数年後。そこまで延びた理由は、版權の問題をクリアできなかったからと思われる。ただし、研究者の共通理解はそうではない。
- 既述した鈴木重三先生(私の先生なので敬称を付けさせていただく)の論考には、「米国の浮世絵研究家ロジャー・キーズは、「保永堂版が行なわれていたから、他の作品は必要なかったのだ」と回答してくれた。納得のいくところであり……」とある。大久保純一氏は「浮世絵出版論」(吉川弘文館、2013年)で、「名

所絵はたとえ人気の揃物といえども、役者絵や際物錦絵のように爆発的に売れるものでなかった。しかし、一方では、持続的に長期間売れるものであった。(中略)出版元以外の版元でも本替えなどで商品は扱えるわけであるから、(中略)売れ筋の揃物がある間は、他に類似の揃物をわざわざつくり出すことの必要性は乏しいし、役者絵などと異なり、それだけの費用と手間をかけるほど目覚ましい売れ行きが期待できるものでもない。」と述べ、「東海道」の版木が摩滅するまでは、新たな類似シリーズを制作する機運は生まれにくかったという。しかし、それだけで説明ができるものであろうか。

版權があると仮定すると、「隷書東海道」と「異体隷書東海道」は十数年後になぜ出版できたのかという疑問が生じる。紙数がなくなったので、考えられる理由を箇条書きにする。

- ◎保永堂が「東海道」の摺刷を止め、版權を主張しなくなった(版權が消滅した)。
 - ◎保永堂が版權を他の版元に売った。
 - ◎天保の改革で株仲間が解散となり、版權問題の行方を見守っていた版元たちが、嘉永に入り、株仲間が復活しそうになるのを感じ、そうなると版權も復活すると見込み(嘉永4年に仲間が再結成される)、横大判「東海道」の版權を獲得すべく動き出した。「隷書東海道」と「異体隷書東海道」では、「異体隷書東海道」の刊行が早かったのかもしれない。しかし、10枚出して将来を悲観した林屋庄五郎が、わずかな対価で版權を丸屋清次郎に譲渡し、丸屋が完結させた、つまり版權を得た、あるいは、2者が熾烈な出版競争をくりひろげ、丸屋が勝った、ということも想像している。
- 7月に開催される「広重」展、そして「摺物」展(大和文華館)を、是非見てほしい。

季刊 美のたより No.227

令和6年 6月 28日

発行 大和文華館